

住宅宿泊事業法施行条例（仮称）案の概要

島根県健康福祉部薬事衛生課

住宅宿泊事業法の概要

- 訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスの健全な普及を図るため、事業の実施について一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が平成 29 年 6 月 16 日に公布され、平成 30 年 6 月 15 日に施行される。
- 年間宿泊日数が 180 日以内であれば、都道府県知事等に届出を行うことで、住宅を利用した宿泊事業が実施できる。

条例制定の法的根拠

- 住宅宿泊事業法第 18 条（抜粋）

都道府県（及び権限委譲を受ける保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、事業を実施する期間を制限することができる。
- 住宅宿泊事業法施行令第 1 条（抜粋）
 - 一 制限は、区域ごとに、事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。
 - 二 区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。
 - 三 期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

条例の内容

現在、本県において、民泊に係る苦情はないが、今後の生活環境の悪化を未然に防止するため、次のとおり区域と期間を定めて事業の実施を制限するものとする。

- ① 【区域】 学校・児童福祉施設・社会教育施設等（旅館業法第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号で規定される施設）の周囲おおむね 100m の区域内

【期間】 月曜日から金曜日まで（祝日、長期休業期間を除く）

※ただし、市町村長からの意見をふまえ、知事が「周辺の生活環境の悪化のおそれがなく、制限の必要がない」と認めるときを除く

（理由）旅館業法でも、学校等の周囲おおむね 100m の区域内で、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められる場合は許可を与えないことができる」とされており、住宅宿泊事業でもこれと同等の規制とするため

- ② 【区域】 その他、市町村長の意見をふまえ、知事が特に必要として規則で指定する区域

【期間】 市町村長の意見をふまえ、知事が特に必要として規則で指定する期間

（理由）生活環境の悪化を防止する必要性は各区域の実状に応じて異なるものであり、事業の実施の制限をきめ細やかに行うため